

公認スポーツ指導者資格更新要件の見直しについて

ー スポーツ・インテグリティ及び適切な指導方法の推進 ー

公益財団法人日本スポーツ協会
スポーツ指導者育成部 指導者育成課

はじめに

当協会では、スポーツを取り巻く社会環境の変化や、スポーツ界における暴力・暴言、ハラスメントなどの不適切な指導事案が未だ根絶されない状況に鑑み、公認スポーツ指導者資格の更新要件を見直すことといたしました。(後述「参考:改定の背景」をご参照ください)

この改定は、すべての公認スポーツ指導者が、スポーツの価値を守り、プレーヤーズセンタードの考えに沿ってプレーヤー一人ひとりの人権や尊厳、主体性を尊重した指導が実践できるとともに、セーフスポーツの環境を確立して誰もがスポーツを通じて Well-being となることを目指すために、モデル・コア・カリキュラムにおける「人間力」の涵養に関する継続的な学びの機会を確保することを目的としています。

このことから、今後の資格更新の要件として、次の A.および B.に関して学びつづけられるよう、当協会が指定する内容の学修を求めることとなりました。

- A. スポーツにおけるインテグリティ(倫理・コンプライアンス、高潔性)、セーフスポーツ(安全・安心なスポーツ環境)に関する内容
- B. 指導対象者の成長や主体性を尊重した適切な指導方法・教授法に関する内容

日本スポーツ協会は、誰もが安心してスポーツに参加できる環境づくりと、医・科学的根拠に基づく適切な知識・技能を身につけ、スポーツの価値や使命を自覚する質の高い指導者の育成を推進してまいります。

この取り組みを通じて、公認スポーツ指導者が社会的な信頼を得て、安心して自らの能力を発揮する場を持ち、その活動に対して十分な評価が得られるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜いますようよろしくお願いいたします。

※ 本紙記載内容以外の内容や更新研修の受講等詳細については、当協会ホームページや指導者マイページ等を通じて随時ご案内してまいります。

1. 改定内容(単位制の導入)

下表のとおり、公認スポーツ指導者資格の更新要件を改定します。

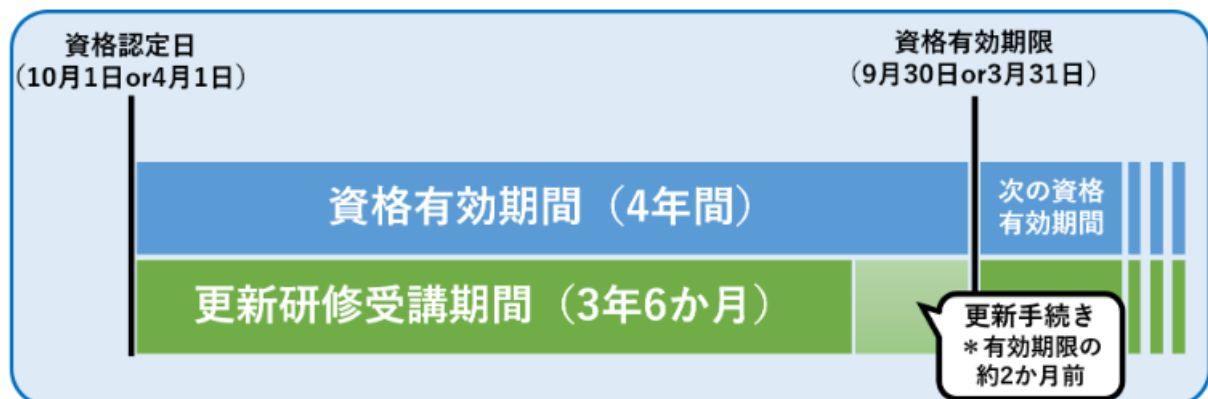
改定後は、資格有効期限の 6 カ月前まで(更新研修受講期間)に、①当協会が指定する研修を 1 回(180 分)以上、および②当協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修を 1 回(180 分)以上の受講、の計 2 回以上の学修が必要となります。

現行	改定
資格を更新するためには、資格認定日(更新日)から資格有効期限の 6 カ月前までに、日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修会を 1 回以上受講することが必要。	資格を更新するためには、資格認定日(更新日)から資格有効期限の 6 カ月前までに、次の①及び②の研修会をそれぞれ 1 単位以上学修することが必要。 ① 日本スポーツ協会が指定する研修 ※1 ② 日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修 ※2

※1 スポーツにおけるインテグリティ等(A 分類)、適切な指導方法等(B 分類)をはじめモデル・コア・カリキュラムにおける「人間力」の涵養に資する内容で、180 分以上の学修で 1 単位

※2 「スポーツに関する知識・技能」の研鑽となる内容(C 分類)で、180 分以上の学修で 1 単位

参考:資格有効期間と更新研修受講期間



※ 資格有効期間と更新研修受講期間は従来と変更ありません。

2. 学修内容(更新研修)の分類

下表のとおり、モデル・コア・カリキュラムに基づき、更新研修における学修内容を3分類に分け、各内容の研修を受講します。

資格の更新にあたっては、更新研修受講期間(3年6カ月)のうちに下表分類に基づき、「人間力(A)及び(B)」並びに「知識・技能(C)」から各1単位の学修が必要となります。

研修分類		実施主体及び開催形態	必須単位
人間力	(A) NO スポハラ！ セーフスポーツをはじめとする インテグリティ関連	【当協会が指定する研修】 ■オンデマンド形式 (JSPO オンデマンドシステム) または ■集合形式 (都道府県スポーツ協会開催)	1 単位 (180 分) 以上
	(B) プレーヤーズセンタードの考え に基づく適切な指導方法		
知識・技能	(C) スポーツに関する医・科学的な 知識・技能	【当協会あるいは当該中央競技 団体等の定める研修】 ■医・科学的な根拠を有する内 容等、当協会の定める一定の 基準を満たす研修	1 単位 (180 分) 以上
指定研修がある場合		(A)(B)分類の受講は必須とし、指定する研修内容は、各資格により別途定める。	

参考:更新要件の新旧比較(イメージ)

< 従来要件 >		< 改定後の要件 >
< 学修条件 > 【1回受講／3時間以上】* < 内容 > 内容・分野に関する指定なし、 各分野の様々な内容で更新可 < 実施団体 > JSPO、NF等協同認定団体、 都道府県スポーツ協会、 その他公募団体（自治体、民間団体等）		従来の要件（C）に加え、（A）（B）分類に関する内容の学修を必須とする < 改定に伴う追加内容 > (A) (B) < 内容(A) > NOスポハラ！、セーフスポーツ等インテグリティ < 内容(B) > プレーヤーズセンタードの考えに基づく指導方法 < 学修条件 > 【3時間以上（1単位）／1回以上】* < 開催形式 > オンデマンド形式 [JSPO開催] または、 集合形式 [都道府県スポーツ協会開催] ※ ※JSPO指定教材を用いて、同様の内容で実施 + < 従来の内容・条件等 > (C) < 内容(C) > スポーツに関する医・科学的な知識・技能 < 学修条件 > 【3時間以上（1単位）／1回以上】* < 実施団体 > JSPO、NF等協同認定団体、都道府県スポーツ協会、 その他公募団体（自治体、民間団体等）
* 3年6か月の更新研修受講期間内(有効期限の6か月前まで)に必要な単位を取得		©2026 Japan Sport Association.

参考：更新研修の受講例(イメージ)

更新研修の学修にあたっては、下図のような受講方法で必要な単位を取得できます。

※下図はイメージです。実際の受講方法と異なる場合があります。

どのような受講形式であっても、(A)(B)分類で1単位、(C)分類で1単位の取得が必要です。

(A 分類をオンデマンド研修で受講、B 分類を集合研修で受講といったように、A・B 分類を切り離して受講することはできません。1つの研修会単位での受講となります。)

■受講例①

オンデマンド形式で(A)(B)分類を受講する例

<オンデマンド研修 (JSPO) >

時間	内容
X月X日 任意の日 90分	(A) NOスポハラ！、 セーフスポーツ等 インテグリティ関連



+

時間	内容
Y月Y日 任意の日 90分	(B) プレーヤーズ センタードの考えに 基づく指導方法



+

**<集合研修>
or
<オンライン研修>**

時間	内容
Z月Z日 3時間	(C) スポーツに関する 医・科学的な 知識・技能


or


いつでも※、どこでも、都合に合わせて受講可能

※受講を開始してから1か月以内に(A)(B)分類のいずれも受講を完了させてください。

■受講例②

都道府県スポーツ協会の集合研修を利用し、1日で(A)(B)分類を受講する例

**<X月X日 / 集合研修>
(都道府県スポーツ協会開催)**

時間※	内容
9:30-11:00 (90min.)	(A) NOスポハラ！、 セーフスポーツ等 インテグリティ関連
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45 (90min.)	(B) プレーヤーズ センタードの考えに 基づく指導方法



+

**<集合研修>
or
<オンライン研修>**

時間	内容
Y月Y日 3時間	(C) スポーツに関する 医・科学的な 知識・技能


or


(A)(B)で用いる教材・研修内容は、JSPOで用意・指定する

※時間は例示です。実際の実施時間と異なる場合があります。

3. 新たな更新要件の適用時期

新たな更新要件(単位制)については、下表のとおり、令和9(2027)年4月1日以降の登録者から順次適用してまいります。

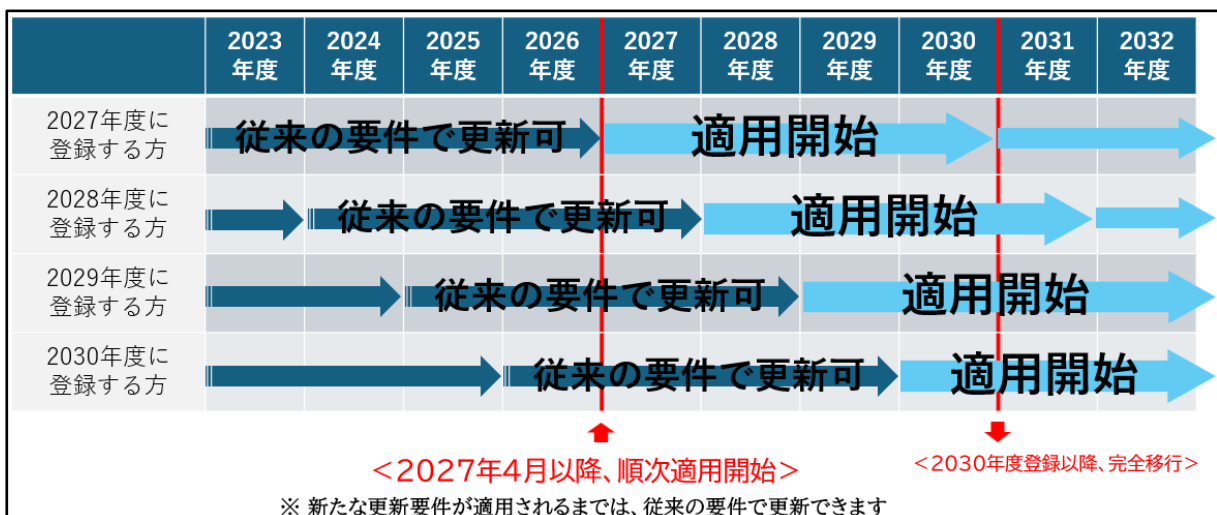
なお、新たな更新要件が適用されるまでは、従来の要件で更新することができます。

現在の有効期限	更新要件	更新後の有効期限
2027年3月31日	2026年9月30日までに従来の要件を満たせば、2027年4月1日付で更新可／2027年4月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2031年3月31日
2027年9月30日	2027年3月31日までに従来の要件を満たせば、2027年10月1日付で更新可／2027年10月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2031年9月30日
2028年3月31日	2027年9月30日までに従来の要件を満たせば、2028年4月1日付で更新可／2028年4月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2032年3月31日
2028年9月30日	2028年3月31日までに従来の要件を満たせば、2028年10月1日付で更新可／2028年10月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2032年9月30日
2029年3月31日	2028年9月30日までに従来の要件を満たせば、2029年4月1日付で更新可／2029年4月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2033年3月31日
2029年9月30日	2029年3月31日までに従来の要件を満たせば、2029年10月1日付で更新可／2029年10月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2033年9月30日
2030年3月31日	2029年9月30日までに従来の要件を満たせば、2030年4月1日付で更新可／2030年4月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2034年3月31日
2030年9月30日	2030年3月31日までに従来の要件を満たせば、2030年10月1日付で更新可／2030年10月1日以降は新たな要件(単位制)を適用	2034年9月30日

例えば、有効期限が2027年3月31日の登録者の方は、2026年9月30日までに従来の更新要件を満たし、所定の手続き(登録料の支払いを含む)を行うことで、2027年4月1日付の更新登録が完了し、新たな有効期間(4年間)となります。

また、さらに次回(2031年4月1日付)の更新にあたっては、更新研修受講期間内(有効期限6か月前の2030年9月30日まで)に新たな要件(単位制:2単位以上の学修※)を満たすことで、更新登録の手続きが行えます。※A・B分類の他、指定研修の受講が必要となる一部資格は別途定めによる。

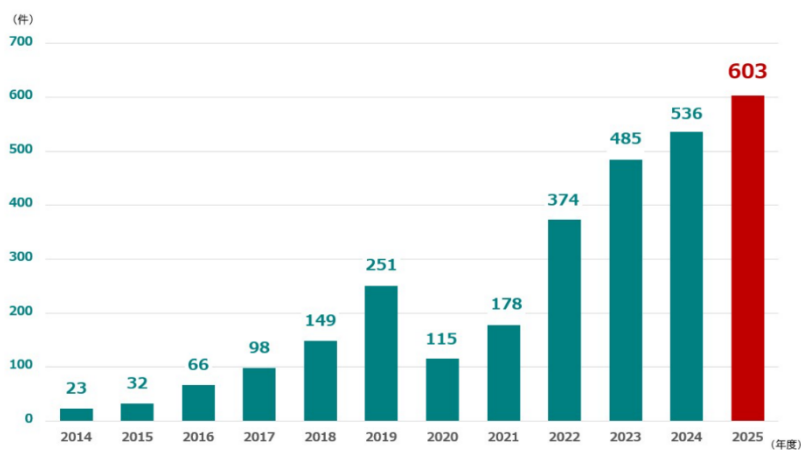
参考:更新要件の新旧比較(イメージ)



【参考:改定の背景】

スポーツにおける暴力・暴言・各種ハラスメントの根絶は、スポーツ界全体が取り組むべき最重要課題の一つです。2025年度の相談件数は過去最多となる603件に達し、その約7割が高校生以下の子どもたちに関する事案でした。この現状は、子どもたちが安全・安心にスポーツへ取り組める環境づくりが喫緊の課題であることを示しています。

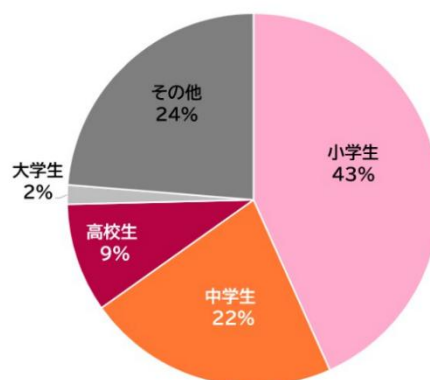
【2025年度相談件数実績】



※2025年度相談件数:603件(大人向け窓口:564件、子ども向け窓口:39件)

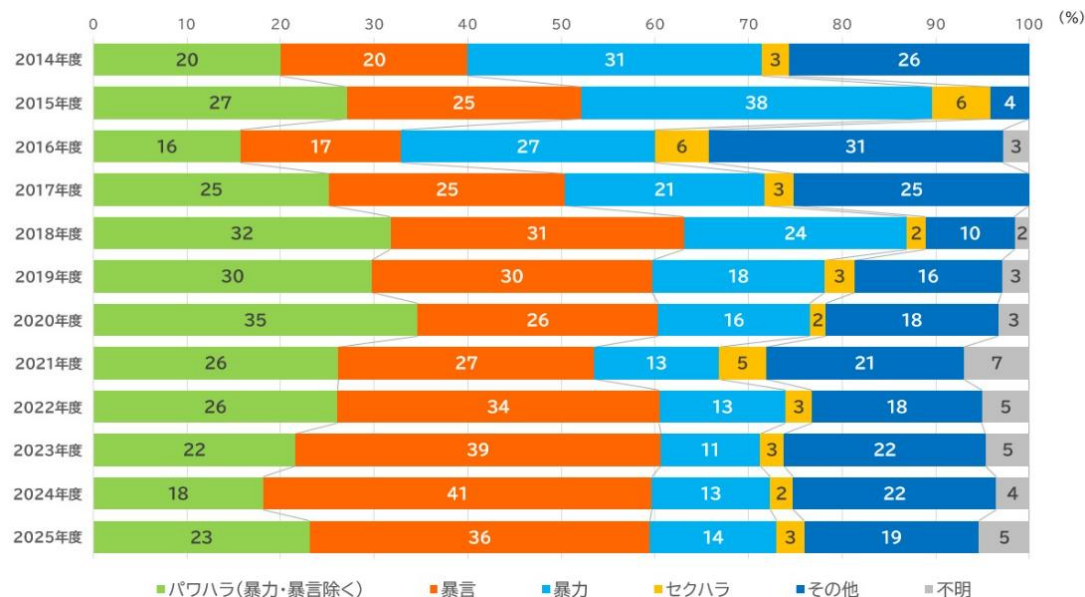
▲年度別相談件数推移(2025年度末現在)

【被害者内訳】



被害者

【相談内容内訳割合の年度別推移】



当協会ホームページ「[不適切行為への対応](#)」の取り組みから引用

また、当協会ではこれまでも加盟団体をはじめ関連団体等と連携し、各種の啓発活動を通じて意識改革を進めてきましたが、不適切な指導を容認・正当化する考え方はいまだ一部に残っており、ハラスメントの根絶にはさらなる行動変容が求められています。

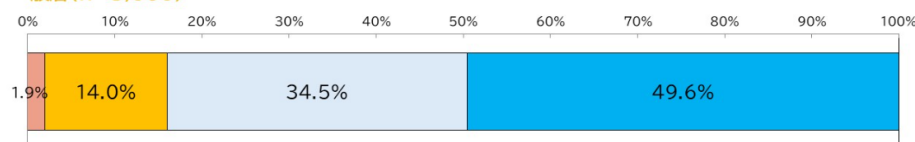
令和8(2026)年1月から2月にかけて、公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者および一般の方を対象に、スポーツにおける不適切行為に対する意識や認識等について調査したところ、「スポーツにおける不適切行為に対する意識」では、「指導者による不適切行為は、いかなる理由があっても許されない」と回答した人の割合は、一般層で49.6%、公認スポーツ指導者等で70.9%となった一方で、「競技力が向上するならばあってもよい(A)」と回答した人、及び「どちらかといえばAに近い」を含めると、その割合は一般層で15.9%、公認スポーツ指導者等で5.9%との結果になりました。

多くの人が、指導者による不適切行為は認められないとの認識を持っている一方で、未だに一部の方は不適切行為を容認する考えであることが明らかとなっています。

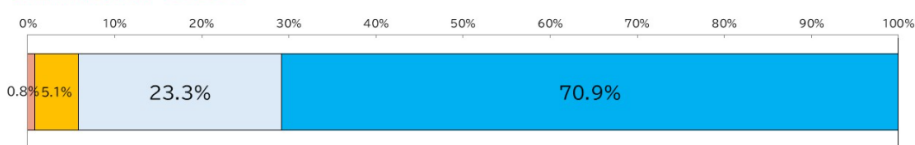
・指導者の不適切行為に対する考え

A：競技力が向上するならばあってもよい／B：いかなる理由でもあってはならない

一般層(n=3,000)



公認指導者等(n=5,666)



■ Aに近い ■ どちらかといえばAに近い ■ どちらかといえばBに近い ■ Bに近い

公認スポーツ指導者には、技術の上達や洗練、体力の向上、競技力向上だけでなく、プレーヤーの尊厳と権利を守り、健全なスポーツ環境を築く責任があります。そのため、セーフスポーツへの理解や配慮はもとより、インテグリティに関する理念と実践をあらためて学ぶ機会として、当協会指定の更新研修を新たに導入し、受講を義務化することとしました。

プレーヤーが安心してスポーツを楽しむためには、暴力・暴言・各種ハラスメントなどの不適切な行為の根絶だけでなく、障がい者への理解と配慮、性自認や女性特有の問題などジェンダーに関する理解、施設・用具などの安全点検、暑熱環境や荒天時への適切な対応、デジタル技術の急速な進展に伴うリスクマネジメントなど、配慮すべき視点は多くあります。

本研修を通じて、公認スポーツ指導者一人ひとりがインテグリティへの理解を深め、より安全で信頼されるスポーツ環境の実現に向けて主体的に行動されながら、そのような質の高い指導を通じて、プレーヤーとともに、ご自身も指導活動で得られる楽しみ・喜びが一層高まることを期待しております。